身寄りなし問題研究会　定款

1. **総則**

（名称）

1. この団体は、身寄りなし問題研究会という。

（事務所）

1. この団体は、主たる事務所を新潟市に置く。

**第２章　目的及び事業**

（目的）

第3条　この法人は、高齢者、障害者を含む身寄りがない方々及び社会的に孤立した方々（以下「身寄りがない方々等」と称す）に対して、互助、親睦及び支援（生活困窮者自立支援法に基づく各種支援を含む）にかんする事業を行い、身寄りがない方々等を排除したり差別したりすることのない社会を造り、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

　第4条　この団体は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の非営利活動を行う。

　１． 保健、医療または福祉の増進を図る活動

1. 社会教育の推進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 人権擁護又は平和の推進を図る活動
4. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

（事業）

1. この団体は第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

・非営利活動に係る事業

・身寄りがない方々等が主体となる互助会の運営事業

・身寄りのない方々の居住支援事業

・身寄りがない方々等を対象とする人権擁護活動事業

・身寄りがない方が等を対象とする福祉、就職、法律相談事業

・身寄りがない方々等の相互交流事業

・身寄りがない方々等が居住、医療、介護等において排除されることがないようにするための研究事業

・身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題を理解し、彼らに対するあらゆる差別をなくすための啓発事業

・身寄りがない方々等及び彼らの抱える社会的または経済的問題に関する調査及び研究並びにそれらに基づく提言の公表事業

1. その他の事業

　・出版事業

　・物品の販売事業

1. 前項第２号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同号に掲げる事業に充てるものとする。
2. **会員**

（種別）

　　第６条　この法人の会員は、次の２種とします。

　１．正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

　２．賛助会員　この法人の事業を賛同するために入会した個人及び団体

（入会）

　　第７条　会員の入会については、特に条件を定めない

　２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申　　し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

　３　理事長は前項のものの入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって本院にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

　第８条　会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

　１．退会届を提出したとき

　２．本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

　３．継続して２年以上会費を滞納したとき。

　４．除名されたとき。

　（退会）

　第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

　（除名）

　第１１条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

　１．この定款に違反したとき。

　２．この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

　（拠出金品の不返還）

　第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

**第４条　役員及び職員**

　（種別及び定款）

　第１３条　この団体に、次の役員を置く。

　１．理　事　　３人以上１０人以内。

　２．監　事　　１人以上３人以内。

　　理事のうち１人を理事長とする。

　（選任等）

　第１４条　理事及び幹事は、総会において選任する。

　　２　理事長は、理事の互選とする。

　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３等親以内の親族が1人を　超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び３等親以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

　　４　幹事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

　（職務）

　第１５条　理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

　　２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

　　３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

　　４　幹事は、次に掲げる職務を行う。

　１．理事の業務執行の譲許を監査すること。

　２．この法人の財産状況を監査すること。

　３．前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

　４．前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

　５．理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

　（任期等）

　第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

　　３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期を残存期間とする。

　　４．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

　（欠員補充）

第１７条　理事又は幹事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

　（解任）

　第１８条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

　　１．心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

　　２．職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

　（報酬等）

　第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　　２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（職員）

　第２０条　この団体に、職員を置くことができる

　　２　職員は、理事長が任命する。

1. **総　会**

　（種別）

　第２１条　この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（構成）

　第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

　（既納）

　第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

　１．定款の変更

　２．解散及び合併

　３．事業計画及び活動予算並びにその変更

　４．事業報告及び活動決算

　５．役員の選任又は解任、職務及び報酬

　６．入会金及び会費の額

　７．借入金（その事業年度内の習癖をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。）　の借入れその他の新たな義務の負担及び権利の放棄

　８．事務局の組織及び運営

　９．その他運営に関する重要事項

　（開催）

　第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。

　　２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当した場合に開催する。

　１．理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。

　２．正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面により請求があったとき。

　３．第１５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

　（招集）

　第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

　　２　理事長は、前条第２項第１号及第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　（議長）

　第２６条　総会の議長は、その総会に出席した正会員から選出する。

　（定足数）

　第２７条　総会は、正会員総数３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

　（議決）

　第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

　　２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

　　３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

　(表決権等)

　第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

　　３　前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前２条、次条第１項及び第５０条の適応については、総会に出席したものとみなす。

　　４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

　（議事録）

　　第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　１．日時及び場所

　２．正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

　３．審議事項

　４．議事の経過の概要及び議決の結果

　５．議事録署名人の選任に関する事項

　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

　　３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面いより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　　　１．総会の決議があったものとみなされた事項の内容

　　　２．全豪の事項の提案をしたものの氏名又は名称

　　　３．総会の決議があったものとみなされた日

　　　４．議事録の作成にかかわる職務を行ったものの氏名

1. **理事会**

　（構成）

　第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

　（権能）

　第３２条　理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　１．総会に付議すべき事項

　２．総会の議決した事項の執行に関する事項

　３．その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　　(開催)

　第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の機構を議決する。

　１．理事長が必要を認めたとき。

　２．理事総数の４分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

　３．第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

　（招集）

　第３４条　理事会は、理事長が招集する。

　　２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

　　３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

　（議長）

　第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

　（議決）

　第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

　　２　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（表決権等）

　第３７条　各理事の表決権は、平等なものとする。

　　２　やむを得ないり湯のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電磁的記録をもって表決することができる。

　　３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

　　４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

　（議事録）

　第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　１．日時及び場所

　２．理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

　３．審議事項

　４．議事の経過の概要及び議決の結果

　５．議事録署名人の選任に関する事項

　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

**第７章　資産及び会計**

　　（資産の構成）

　　第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　　１．設立当初の財産目録に記載された資産

　　２．入会金及び会費

　　３．寄付金品

　　４．財産から生じる収益

　　５．事業に伴う収益

　　６．その他の収益

　　（資産の区分）

　　第４０条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

　　　（資産の管理）

　　第４１条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

　（会計の原則）

　　第４２条　この法人の会計は、法第２７条に掲げる原則に従って行うものとする。

　　　（会計の区分）

　　第４３条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

　　　（事業計画及び予算）

　　第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

　　（暫定予算）

　　第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

　　　２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

　　（予算の追加及び更正）

　　第４６条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

　　（事業報告及び決算）

　　第４７条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

　　　２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

　　（事業年度）

　　第４８条　この訪印の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　　（臨機の措置）

　　第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとすときは、総会の議決を経なければならない。

1. **定款の変更、解散及び合併**

（定款の変更）

　　第５０条　この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決をえる。

　　１．目的

　　２．名称

　　３．社員の資格の得喪に関する事項

　　４．役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

　　５．会議に関する事項

　　６．その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

　　７．解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る）

　　８．定款の変更する事項

　　（解散）

　　第５１条　この団体は、次に掲げる事由により解散する。

　１．総会の決議

　２．目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能

　３．正会員の欠亡

　４．合併

　５．破産手続開始の決定

　　２　前項第１号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　（残余財産の帰属）

　第５２条　この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、総会の議決を経て選定したものに帰属するものとする。

**第９章　雑則**

（細則）

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款はこのの成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

　理事長　須貝秀昭

　副理事　永野慎太郎

　副理事　坂井詩織

　理事　荒井泰子

理事　堀田伸吾

理事　笠原友也

　理事　近藤希以子

監事　野澤葉子

　　　　　１．入会金　０円

　　　　　２．年会費　正会員　　３，０００円

　　　　　　　　　　　賛助会員　１，００００円

これは当団体の定款である。

身寄りなし問題研究会

理　事　　　須貝秀昭